

避難行動要支援者支援制度

01 制度の目的

集中豪雨や地震などの災害が発生したとき、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方などのいわゆる“避難行動要支援者”は、避難に時間がかかったり、自力で安全な場所へ避難することが困難なことから、大きな被害を受けやすいとされています。



避難行動要支援者とは…災害時に自力で避難できない方を想定



- ・避難所への移動が困難な方
- ・避難の必要性が理解・判断できない方
- ・災害情報等の収受が困難な方
- ・精神的に不安定になりやすい方
- ・難病等により長期の療養が必要な方 など

このような要支援者の安全を守るには、隣近所をはじめとした地域における住民相互の助け合いが大切になります。

この制度は、地域と行政が、要支援者の情報を把握・共有することにより、要支援者が災害時における情報伝達、安否確認、避難誘導等を地域の中で受けることができる体制の整備を図り、安全に、かつ、安心して暮らすことのできる地域づくりの推進に寄与することを目的とします。

02 制度の内容



制度に申請された方の情報(住所、氏名、生年月日、緊急時の連絡先、身体状況、避難所で必要な支援など)を「**避難行動要支援者 個別避難計画**」として、支援者及び地域の支援組織(自治会・町内会、自主防災会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等)並びに消防関係機関に提供し、日ごろの見守りと災害発生時の支援体制を整えるために活用していただきます。

避難行動要支援者支援制度

この制度を築いていく中で、支援を必要とされている方を見守ることのできる地域住民同士の結びつきと、お互いに助け合える地域づくりをめざします。



03 支援者とは

要支援者に対し、災害が発生しそうな場合や発生した時に、災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援を行っていただく方です。また、このような活動以外にも、日ごろから声かけや相談等も行っていただきます。いざというとき、すぐに支援ができるように、要支援者の隣近所の方などを想定しています。

なお、支援者の住所、氏名等の情報も個別避難計画に記載されますので、支援者の個人情報を提供することについて、支援者本人に同意していただくことになります。



支援者の善意によって成り立つ任意の制度ですので、要支援者の避難誘導等に関して、支援者に責任を伴うものではありません。

04 地域の皆様へ

この制度は災害が発生した初期に近所で助け合うことを目標としたものです。自らは自らが助ける「自助」が基本となりますが、隣近所が互いに助け合う「共助」の精神で対応することも大変重要なことです。

自治会・町内会、自主防災会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会などの地域の皆様には、このような趣旨をご理解いただき、ご協力をいただきますようお願いいたします。



05 制度への登録について

地域の支援を必要とされる方は、お住まいの自治会・町内会（自治会・町内会に未加入の方は、民生委員・児童委員）へご相談のうえ、市へ個別避難計画の申請を行ってください。

また、かかわりのある福祉専門職（ケアマネジャーや相談支援専門員など）がおられる方は、そちらへご相談いただいても申請ができます。

お住まいの地域によっては、自治会・町内会、自主防災会、民生委員・児童委員などの方々が、個別避難計画についてご確認するため、ご自宅に訪問させていただく場合もございます。

申請書は、自治会・町内会、民生委員・児童委員、公民館等から入手できます。また、市地域福祉課（市地域福祉課ホームページからも入手可能）、各総合支所市民福祉課からも入手できます。



避難行動要支援者は、支援者のボランティア精神に基づき支援を受けるものであるため、個別避難計画の作成によって、災害時等の支援を保証されるものではありません。災害の被害をできるだけ抑えるには、日ごろからの備えが何より大切ですので、災害に備えて、自分でできることは自分で行うよう心がけましょう。

問い合わせ先

個別避難計画の相談・申請について

お住まいの自治会・町内会（自治会・町内会に未加入の方は、民生委員・児童委員）

※各種サービスを利用されている方は、福祉専門職（ケアマネジャーや相談支援専門員など）にご相談いただいても申請することができます。

制度
全般に
ついて

鳥取市役所 福祉部 地域福祉課
TEL.(0857)30-8202
または各総合支所市民福祉課

訓練・指導
について

鳥取市役所
危機管理部 危機管理課
TEL.(0857)30-8034